



# 広島県報

号外  
第139号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

平成十九年度及び平成二十年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等

(建設産業室)……………一

平成十九年度及び平成二十年度において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等

( )……………九

### 公告

一般競争入札

(大学企画管理室)……………一〇

## 告示

広島県告示第八百六十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によって、平成十九年度及び平成二十年度において、県が発注する建設工事(建設業法「昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。」「第二条第一項に規定する建設工事をいう。))の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

平成十八年九月二十九日

広島県知事 藤田雄山

### 一 入札参加資格

別表第一上欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

### 1 客観的審査事項

平成六年建設省告示第千四百六十一号(建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件)第一の各号に規定する項目

### 2 主観的審査事項

(一) 県が発注した建設工事の完成工事成績

(二) 県の指名除外等の状況

(三) 県が発注した建設工事の下請負からの除外等の状況

(四) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(五) 環境管理のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(六) 社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学習単位数

(七) 建築CPD運営会議の建築士又は建築設備士の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における認定時間数

(八) 障害者雇用の状況

(九) 県による優良建設工事施工業者としての選定の状況

### 二 入札参加資格の審査に係る申請手続

### 1 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

(一) 別表第一下欄に掲げる建設工事の種類について法第三条第一項の規定による許可を受けていない者

(二) 入札参加資格の審査に係る申請を行うとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査(法第二十七条の二十三第一項の審査をいう。以下同じ。)を受けていない者

(三) 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がないもの

(四) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

(五) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者

(六) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工

2 申請手続  
 事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請(県の使用に係る電子計算機「入出力装置を含む。以下同じ。」と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織「以下「電子申請システム」という。)を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。

(一) 窓口における申請

(1) 申請方法

別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げる提出先に持参して申請を行うものとする。

ア 主たる営業所(法第三条第一項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督する権限を有するものをいう。以下同じ。)を県内に有する者(以下「県内業者」という。)

イ 前記ア以外の者(以下「県外業者」という。)

広島県土木部総務管理建設産産室(広島市中区基町一〇番五二号。以下「建設産産室」という。)

(2) 申請期間

次のとおりとし、その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ア 県内業者

平成十八年十一月十三日(月)から平成十八年十一月二十四日(金)まで

イ 県外業者

平成十八年十二月四日(月)から平成十八年十二月八日(金)まで

ウ 追加申請期間

別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(二) 電子申請

(1) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第一各項の添付書類(第五項及び第七項のものを除く。)は、別に建設産産室に持参、郵送等により提出するものとする。

(2) 申請期間

平成十八年十一月八日(水)から平成十八年十一月十七日(金)までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成十八年十一月二十二日(水)までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により建設産産室に到達させなければならない(期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。)

三 受付票の交付

前記二(一)に定めるところにより申請をした県内業者に対しては、受付票を交付する。

四 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

五 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

資格の取消しを受けた者は、平成十九年度及び平成二十年度において再び資格の認定を受けることができない。また、平成二十一年度以降についても、その取消しに係る資格審査の申請の日から二十四か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができない。

六 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成二十一年三月三十一日まで有効とする。ただし、平成二十一年四月一日以降においても平成二十一年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成二十一年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

別表第一

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事

添付書類	様式番号	申請者の区分	
		県内業者	県外業者
一 法第三条第一項の規定により許可されていることを証する書面の写し			
屋根工事	屋根工事		
電気工事	電気工事		
管工事	管工事		
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事		
鋼構造物工事	鋼構造物工事		
鋼橋上部工事	鋼構造物工事		
鉄筋工事	鉄筋工事		
ほ装工事	ほ装工事		
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事		
板金工事	板金工事		
ガラス工事	ガラス工事		
塗装工事	塗装工事		
防水工事	防水工事		
内装仕上工事	内装仕上工事		
機械器具設置工事	機械器具設置工事		
熱絶縁工事	熱絶縁工事		
電気通信工事	電気通信工事		
造園工事	造園工事		
さく井工事	さく井工事		
建具工事	建具工事		
水道施設工事	水道施設工事		
消防施設工事	消防施設工事		
清掃施設工事	清掃施設工事		

別表第二

二 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第二十一条の四の総合評定値通知書の写し。ただし、平成一七年四月八日以降に審査基準日が到来したもので最新のものを、入札参加資格を申請する日に有効であるものとする。			
三 広島県規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)別記様式第三十七号の六の納税証明書			
四 国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第八号様式による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し			
五 営業所一覧表	別記様式第二号		
六 委任状(代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの)	別記様式第三号		
七 技術職員名簿(直近に受審した経営事項審査に係る、規則別記様式第二十五号の十一別紙二又は旧規則別記様式第二十五号の六別紙二の技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行って平成一八年一〇月三十一日現在の状況を示すようにしたもの)			
八 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証に係る登録証の写し			
九 環境管理のためのシステムに関する国際標準化機構の認証に係る登録証の写し			
一〇 社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学習単位数を証する書面の写し			
一一 建築CPD運営会議の建築士又は建築設備士の建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度における認定時間数を証する書面の写し			
一二 建築CPD実績証明書内訳書	別記様式第五号		
一三 障害者雇用状況報告書の写し(障害者雇用義務のある者)又は障害者の雇用状況を確認できる書類(障害者手帳等)の写し(障害者雇用義務のない者)			
一四 特別浄化槽工事業業者届出の受理通知書の写し			
一五 建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し			

注1 印は提出を必要とするものを示す。ただし、第八項及び第九項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが、第十項に定める書類については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十一項及び第十二項に定める書類については学習時間を認

定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十三項に定める書類については注6に該当する者のみが、第十四項及び第十五項に定める書類については届出又は加入をしている者のみが、それぞれ提出するものとする。

- 2 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直前に申請した許可官庁の受付印のある規則別記様式第一号及び別表の建設業許可申請書の写しで代えることができるものとする。
- 3 第二項の審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、営業譲渡又は会社分割(以下「合併等」という。)を行い、合併時、譲渡時又は分割時(以下「合併時等」という。)に経営事項審査(以下「特殊経審」という。)を受けた場合には、合併時等の日をいう。特殊経審又は合併時等一期経審(合併時等以降初めての事業年度終了の日を審査基準日とした経営事項審査をいう。)の総合評定値通知書の写しを提出する場合には、合併等の状況によっては、工事種類別年間平均完成工事高等が認められない場合があるの、申請時に必ず特殊経審又は合併時等一期経審の総合評定値通知書の写しである旨を申し出ること。

なお、法第三条第一項の規定により広島県知事の許可を受けている者で、入札参加資格申請日時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書を有し、当該経営事項審査の審査基準日の次期の審査基準日における経営事項審査を申請中のものは、当該経営事項審査の次期の審査基準日を入札参加資格における経営事項審査の審査基準日として申請することができる。この場合、第二項に定める書類については、規則別記様式第二十五号の十一の総合評定値請求書(別紙一、別紙二及び別紙三を含む。)の写しで広島県知事が受理済みであることを証したものを、登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写し及び入札参加資格申請日時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写しに代えるものとする。

- 4 第五項及び第六項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成すること。また、第一項、第三項、第四項及び第十五項に定める書類については、資格審査申請書を提出する日の三か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

- 5 第七項に定める書類については、規則別記様式第二十五号の十一に定めた項目のすべてについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。

- 6 第十三項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第九条に規定する障害者雇用率(百分の一・八)を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第八条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十三条第一項の規定により、第二条第一項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者をいう。

また、同項の障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用しているものをいう。

様式第1号 (その1)

※受付番号

一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請書 (建設工事)

※受付印欄

広島県知事様

平成 年 月 日

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

印

平成19年度及び平成20年度において、広島県で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

01 現在の建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> <許可年月日> 平成 年 月 日

02 (旧) 建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <旧許可番号> <許可番号>

03 経営事項審査申請書記載の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> ※ 提出する経営事項審査の結果通知書等に記載の許可番号と現在の許可番号とが異なる場合に記入してください。

04 債権者コード (広島県が設定している債権者コード (7けた) を有している場合に記入してください。ない場合は記入しないでください。)

05 主たる営業所の電話番号 06 F A X 番号

07 Eメールアドレス

08 Eメールアドレス区分 (1: 法人用 2: 担当者用)

09 県内営業所の有無 (営業所がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)

10 提出する経営事項審査申請書の審査基準日 平成 年 月 日

11 入札参加資格の審査を希望する業種 (1: 一般 2: 特定) 土木 建大 左と法石屋電管タ鋼橋筋ほし板ガ窓防内機絶通圍井具水消清

12 特例浄化槽工事業者届出の有無 (広島県に届出がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)

13 建設業労働災害防止協会加入の有無 (協会に加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は記入しないでください。)

14 測量及びコンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無 (提出がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)

[A]



様式第1号(その2)

※受付番号		〈許可番号〉	
-------	--	--------	--

◎ ISOに関する事項 (ISO取得業者のみ記入してください。)

(元号は、「昭和→3、平成→4」と記入してください。)

15 ISO9001取得有無

取得している場合は「1」を記入し、取得していない場合は記入しないでください。  
広島県内の主たる営業所、営業所が取得している場合に限りませう。

16 ISO9001取得年月日 年月日

17 ISO14001取得有無

取得している場合は「1」を記入し、取得していない場合は記入しないでください。  
広島県内の主たる営業所、営業所が取得している場合に限りませう。

18 ISO14001取得年月日 年月日

◎ 技術者の状況に関する事項 (所属の技術者が学習単位を取得し、又は学習時間を認定されている業者のみ記入してください。)

19 土木施工CPDS学習単位数

(広島県内の主たる営業所、営業所等に所属の有資格技術者の総単位数を記入してください。取得した学習単位がない場合は記入しないでください。)

20 建築CPD認定時間数

1：2級建築士 木造建築士 建築設備士  
(広島県内の主たる営業所、営業所等に所属の有資格技術者の総時間数を記入してください。認定された学習時間がない場合は記入しないでください。)

◎ 障害者雇用に関する事項

21 障害者雇用の状況

広島県内に主たる営業所を有する者のうち、障害者の雇用義務のあるもので雇用割合が1.8%以上ある場合及び雇用義務のないもので1名以上雇用がある場合は、「1」を記入し、それ以外は記入しないでください。

◎ 商号又は名称等の変更事項

〔経営事項審査申請書(経営状況分析申請書を含む。)提出後に変更があった場合に、当該変更事項についてのみ変更後の内容を記入してください。〕

22 法人・個人の区分  (1:法人 2:個人) 23 商号又は名称(フリガナ)

24 商号又は名称(漢字等)

25 代表者氏名(漢字等)  26 郵便番号  (主たる営業所<本店>)

27 主たる営業所の所在地市区町村コード  (本店) ※上5けたを記入してください。

28 主たる営業所の所在地(漢字等)  (ビル名など)  (大字以降番地まで)

◎行政記入欄 29 ※指名除外の状況

☆申請事務担当者欄

部署名等

担当者氏名

電話番号

FAX番号

[B]



様式第2号

# 営業所一覧表

※受付番号		〈許可番号〉	
-------	--	--------	--

※県外業者で県内営業所のない場合は、広島県との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。

01 営業所番号		02 債権者コード	
----------	--	-----------	--

※「01 営業所番号」について、平成17・18年度の申請時に記入している営業所の場合は、その番号と今回の番号を一致させてください。

03 営業所名称(フリガナ)		(会社名等は記入しないでください。)	
04 営業所名称(漢字等)		05 営業所の受任者の氏名(漢字等)	

06 郵便番号		07 営業所の所在地市区町村コード	
08 営業所の所在地(漢字等)			

※上5けたを記入してください。  
(大字以降で番地まで記入してください。)

09 電話番号		10 FAX番号	
11 Eメールアドレス			

(ビル名など)

12 Eメールアドレス区分	
---------------	--

(1:法人用 2:担当者用)

13 営業所が許可を受けている業種		14 ISO9001取得有無	
-------------------	--	----------------	--

土建 大左と石屋 電管 タ 鋼筋 ほし板 ガ 塗防内機 絶通 園井具水消潜  
(資格を希望しない業種については、記入しないでください。)

(1:一般 2:特定)

15 ISO14001取得有無	
-----------------	--

(この営業所において取得している場合は「1」を記入し、取得していない場合は記入しないでください。)

※ 広島県内の納税義務について

※ 広島県内に営業所等がないなどの理由で、広島県税の納税義務がない場合は、上欄に「広島県税については、納税義務がありません。」と記入してください。



様式第3号

# 委任状

平成 年 月 日

広島県知事 様

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者 名 印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで貴県を相手方とする一切の契約について次の権限を委任します。

受任者 住 所  
商号又は名称  
氏 名

- (委任事項)
- 1 工事請負の入札及び見積の件
  - 2 工事請負契約の締結の件
  - 3 工事代金の請求及び受領の件
  - 4 復代理人選任の件
  - 5 その他工事施工に関する一切の件

様式第4号

## 平成19年・20年度建設工事入札参加資格審査申請書受付票

- 1 ※ 商号又は名称
- 2 ※ 代表者氏名
- 3 ※ 所在地
- 4 ※ 許可番号等

※ <大臣・知事コード>                      ※ <許可番号>

※ 許可年月日    平成    年    月    日

上記の者について、この申請書を受け付けました。

平成 18 年 月 日

收受印

注 1 この受付票は、県内業者の受付の際に使用しますので、県外業者の方は必要ありません。  
2 「※」印の項目についてのみ記入してください。



様式第5号

建築CPD実績証明書 内訳書

区分	資格名	登録番号	氏名	認定時間数
建築士	1級建築士			
	2級建築士			
小計				
木造建築士				
小計				
建築設備士	建築設備士			
小計				
総認定時間数				

※ 建築CPD実績証明書の証明内容と一致するように記載してください。

広島県告示第八百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によつて、平成十九年度及び平成二十年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

平成十八年九月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 入札参加資格

別表第一上欄の希望業務の部門ごとに、同表下欄の希望業務の分野について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

1 経営に関する審査事項

年間平均実績高

自己資本額

有資格者数

営業年数

(四)(三)(二)(一) 2 県の指名除外等の状況

3 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

二 入札参加資格の審査に係る申請手続

1 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- (一) 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五條、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十二條の規定による登録を受けていない者

- (二) 直近二年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者

- (三) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者
- (四) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者

2 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請(県の使用に係る電子計算機「入出力装置を含む。以下同じ。」と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織「以下「電子申請システム」という。)を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。

(一) 窓口における申請

(1) 申請方法

別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げる提出先に持参して申請を行うものとする。

ア 登記簿上の本店を県内に有する者(以下「県内業者」という。)

登記簿上の本店の所在地を管轄する広島県地域事務所建設局又は建設局支局

イ 前記ア以外の者(以下「県外業者」という。)

広島県土木部総務管理局建設産業室(広島市中区基町一〇番五二号。以下「建設産業室」という。)

(2) 申請期間

次のとおりとし、その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ア 県内業者

平成十八年十一月十三日(月)から平成十八年十一月二十四日(金)まで

イ 県外業者

平成十八年十二月四日(月)から平成十八年十二月八日(金)まで

ウ 追加受付期間

別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(二) 電子申請

(1) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第二各項の添付書類(第二項、第三項及び第四項のものを除く。)は、別に建設産業室に持参、郵送等により提出するものとする。

(2) 申請期間

平成十八年十一月八日(水)から平成十八年十一月十七日(金)までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成十八年十一月二十二日(水)までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により建設

産業室に到達させなければならない(期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。)

三 受付票の交付

前記二(一)に定めるところにより申請をした県内業者に対しては、受付票を交付する。

四 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

五 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

資格の取消しを受けた者は、平成十九年度及び平成二十年度において再び資格の認定を受けることができない。また、平成二十一年度以降についても、その取消しに係る資格審査の申請の日から二十四か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができない。

六 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成二十一年三月三十一日まで有効とする。ただし、平成二十一年四月一日以降においても平成二十一年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成二十一年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

別表第一

業 務 部 門	業 務 分 野
測量一般	測量
地図の調整	測量
航空測量	測量
建築一般	建築関係建設コンサルタント
意匠	建築関係建設コンサルタント
構造	建築関係建設コンサルタント
暖冷房	建築関係建設コンサルタント
衛生	建築関係建設コンサルタント
電気	建築関係建設コンサルタント
建築積算	建築関係建設コンサルタント
機械設備積算	建築関係建設コンサルタント



電気設備積算	建築関係建設コンサルタント
調査	建築関係建設コンサルタント
地質調査	地質調査
土地調査	補償関係コンサルタント
土地評価	補償関係コンサルタント
物件	補償関係コンサルタント
機械工作物	補償関係コンサルタント
営業・特殊補償	補償関係コンサルタント
事業損失	補償関係コンサルタント
補償関連	補償関係コンサルタント
河川・砂防及び海岸・海洋	土木関係建設コンサルタント
港湾及び空港	土木関係建設コンサルタント
電力土木	土木関係建設コンサルタント
道路	土木関係建設コンサルタント
鉄道	土木関係建設コンサルタント
上水道及び工業用水道	土木関係建設コンサルタント
下水道	土木関係建設コンサルタント
農業土木	土木関係建設コンサルタント
森林土木	土木関係建設コンサルタント
水産土木	土木関係建設コンサルタント
廃棄物	土木関係建設コンサルタント
造園	土木関係建設コンサルタント
都市計画及び地方計画	土木関係建設コンサルタント
地質	土木関係建設コンサルタント
土質及び基礎	土木関係建設コンサルタント
鋼構造及びコンクリート	土木関係建設コンサルタント
トンネル	土木関係建設コンサルタント
施工計画・施工設備及び積算	土木関係建設コンサルタント

別表第二

建設環境	土木関係建設コンサルタント
機械	土木関係建設コンサルタント
電気電子	土木関係建設コンサルタント
不動産鑑定	その他
登記手続等	その他
その他	その他

添付書類	様式番号
------	------

一 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	別記様式第二号
二 営業所一覧表	別記様式第三号
三 有資格技術職員名簿	別記様式第四号
四 希望業務実績調査書	
五 広島県規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）別記様式第三十七号の五の納税証明書	
六 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第八号様式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	
七 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	
八 法人…直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書 個人…直前一年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書	
九 法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	
一〇 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証に係る登録証の写し	

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。  
また、第十項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが提出するものとする。

2 第一項に定める書類のうち、測量業者登録証明書については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の六か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 第一項に定める書類のうち各証明書（測量業者登録証明書を除く）、第五項、第六項及び第九項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の三か月前の日以降に発行されたものとする。

- のを添付すること。
- 4 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第四項、第八項及び第九項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業者が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。
- 5 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前一年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第八項にかかわらず、直前一年の事業年度の前年度の財務諸表とする。